

内管工事
新規参入の手引き

大津市企業局

目次

I. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 2
II. 用語	・・・・・・・・・・	P. 3
III. 「簡易内管施工登録店」と「指定ガス工事店」	・・・・・・・・・・	P. 4
IV. 「簡易内管施工登録店」の登録等	・・・・・・・・・・	P. 5
V. 「指定ガス工事店」の指定等	・・・・・・・・・・	P. 7

I. はじめに

本書は、大津市企業局（以下「本市」といいます。）の供給地域にて都市ガスの内管工事を行うことを希望される法人・個人の方に、その必要要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第61条に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を共に全うできることを前提に工事店等を指定しています。また、本市は、大津市ガス供給条例において「供給施設は、使用者の所有となるものを含め、その工事は、すべて本市が施行する。」と規定して内管工事を自らの管理下におき、本市としての技術基準やその他の諸基準を定め、本市から内管工事の設計・施工等を発注して実際に工事を行う工事店を適切に指導しながら、お客さまに安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしております。

このような点が、都市ガス内管工事が他の設備工事と大きく異なっているところです。内管工事への新規参入を検討される法人等の方々にとっては、この点を十分ご理解いただきつつご検討いただければ幸いに存じます。

[参考] ガス事業法（抜粋）2017年4月1日施行

第61条 第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第65条 第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める実務の経験を有するものうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

Ⅱ. 用語

内管

お客さまの敷地内、建物内のガス管（道路敷地境界からガス栓まで）をいいます。

灯外内管

内管のうち、メーターガス栓（ガスメーターの入り側にあるガス栓）より上流側をいいます。

灯内内管

内管のうち、メーターガス栓より下流側をいいます。

供給管

道路に並行して埋設されているガス管（本支管）から分岐してお客さまの敷地へ引き込むガス管（分岐から道路敷地境界までの道路部分）をいいます。

新設工事

内管工事のうち、新しくガスメーターを取り付ける工事をいいます。道路からガス管を引き込む（供給管敷設工事を伴う）ものと、既設の灯外内管から分岐して行うものがあります。

改造工事等

本書では、新設工事以外の、改造工事（ガス栓を増やす工事）や位置替え工事（ガス管やガス栓の位置を変える工事）などを総称して「改造工事等」と表記します。

指定ガス工事店

本市と取引基本契約や、関連する覚書などを締結して、本市が発注する内管工事等を行う工事店をいいます。

簡易内管施工登録店

本市で簡易内管施工登録店の登録を受け、本市から既に都市ガスの供給（託送）を受けているお客さまの簡易な内管工事について直接申し込みを受け施行できる登録店をいいます。

Ⅲ. 「簡易内管施工登録店」と「指定ガス工事店」

本市の供給区域においてお客さまの内管工事を行うには、どのガス小売事業者からガスの供給を受けているかに関わらず、本市の簡易内管施工登録店になるか、または指定ガス工事店になる必要があります。簡易内管施工登録店は、施行できる範囲に制限がありますが、指定ガス工事店に比較し参入しやすくなっています。事業として内管工事を行おうとする際には、十分ご検討の上、選択して下さい。

簡易内管施工登録店と指定ガス工事店の比較

	簡易内管施工登録店	指定ガス工事店
施工範囲の概要	機器設置等に伴うフレキ管を用いた簡易な改造工事等。	指定ガス工事店の種類に応じた範囲の新設及び改造工事等。
必要な資格	(一社)日本ガス協会の「簡易内管施工士」資格。	(一社)日本ガス協会の業界統一資格(施工資格)等。
本市との契約等に 必要な要件	緩やか	厳格
お客さまとの取引	登録店がお客さまと直接取引。	本市が施行する供給施設の工事を請け負う。
工事代金の流れ	お客さまから登録店へ。	お客さまからの代金は本市が工事店経由等で頂き、本市は工事店に材料費・労務費等を支払う。
お客さまに請求する 工事の金額	登録店とお客さまとの間で自由に決める。	公開された本市の単価表に記載された単価にて契約する。
使用材料と調達	登録店が管材店等にて調達。	請負工事店が管材店等にて調達。
本市による管理・ 指導等	工事を行った後に、簡易内管施工登録店規程(以下「登録店規程」という。)で定める完了報告書を提出の上、本市の検査を受検する。本市は報告書チェックおよび抜取りによる現場確認等により、不備があれば改善指示を行う。	本市の指定する工事申込書を事前に提出し、本市の管理・指導下にて工事等を行う。
組織体制等	特に規定なし。一人でも可。	建設業法第3条の許可、指定工事店の種類に応じたガス工事資格者の人数を従事させることが必要。
必要な装備等	手提げ工具箱に入る程度の工具。	ガス工事の施行に必要な設備・機材を備えることが必要。

簡易内管施工登録店には所定の登録手数料が必要です。

IV. 「簡易内管施工登録店」の登録等

簡易内管施工登録店の登録および簡易内管施工登録店の施行する簡易内管工事等について定める。

1. 登録の手順

- (1) 簡易内管施工登録店になろうとする者は、この手引きを承認の上、本市に申し出る必要があります。
- (2) 本市は、要件を満たしていると認めるときは、本市の簡易内管施工登録店として登録いたします。
- (3) 登録の有効期間は登録日から3年間とし、更新を希望される場合は期間満了の3カ月前までに必要な届出書類を提出する必要があります。

2. 登録要件

- 簡易内管施工登録店は、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ① 日本ガス協会認定の簡易内管施工士の資格を保有した者（以下「施工士」という。）が1人以上専属していること。
 - ② 「5. 工事範囲」に定める工事施行に必要な工具、車両、機械器具等を所有していること（リース契約等により使用权が確保されている場合を含む。）。
 - ③ 本市の供給区域又は簡易内管工事の施行及び緊急の対応に支障を来たさない地域に営業所があること。

3. 欠格要件

- 簡易内管施工登録店は、下記の要件に該当してはいけません。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ ガス事業法(昭和29年法律第51号)に違反して、又はガスの供給若しくはガス工作物に支障を与えたことにより、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 登録店規程第11条第3項の規定により登録を取り消され（経営者（法人にあっては、代表者。以下同じ。）が他の簡易内管施工登録店において経営者の地位にあった場合において、当該簡易内管施工登録店が登録を取り消された場合を含む。）、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 精神の機能の障害により簡易内管工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 市町村税に滞納がある者
 - キ 法人であつて、その代表者がア、イ、エ又はオのいずれかに該当する者

4. 申請時期等

- (1) 申請時期 随時
- (2) 指定日 1日か15日（毎月）

5. 工事範囲

- 簡易内管施工登録店は、簡易内管工事(登録店規程に定める工事)に限り受注し施行することができます。簡易内管工事は、低圧(ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。)でガスの供給を受けており、ガスメーター(ガスの使用状態を常時監視し、異常時にガスを遮断する等の保安機能を有する装置が設置され、能力が16立方メートル毎時以下のものに限る。)が既に設置されている一般建物(ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。)で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
 - ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

6. 資格

- 簡易内管施工登録店が受注した簡易内管工事は、施工士に施行させなければなりません。

7. 材料仕様

- 工事で使用する材料は、ガス事業法令及び本市の定める材料、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければなりません。

8. 登録の取り消し等

- 簡易内管施工登録店が本市の定める事項に該当する場合は、本市は、簡易内管施工登録店の登録を取り消すことができます。

9. 保安・品質確保

- (1) 簡易内管施工登録店は、ガス事業に関する法令、条例または登録店規程等に従い、誠実に簡易内管工事を施行しなければなりません。
- (2) 簡易内管工事施行後は、登録店規程に基づく完了報告書を提出の上、本市の検査を受検し、合格しなければなりません。補修を指示されたときは、速やかに補修を行い、当該補修に係る工事が完了したときは、本市に報告しなければなりません。
- (3) 施行した簡易内管工事に関する記録を工事終了の日から3年間保管しなければなりません。

V. 「指定ガス工事店」の指定等

指定ガス工事店の指定および指定ガス工事店の施行する工事等について定める。

1. 認定の手順

- (1) 指定ガス工事店になろうとする者は、この手引きを承認の上、本市に申し出る必要があります。
- (2) 本市は、要件を満たしていると認めるときは、本市の指定ガス工事店として指定いたします。
- (3) 指定期間は指定日から3年間です。指定を希望（継続の場合も含む。）される際は、「5. (1) 申請期間」内に手続きを行う必要があります。

2. 指定ガス工事店の種類

- ① 第1種指定ガス工事店→ガス工事のうち外管工事及び内管工事
- ② 第2種指定ガス工事店→ガス工事のうち内管工事

3. 指定要件

- 指定ガス工事店は、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ① 工事の施行及び緊急の対応に支障を来さない地域に営業に適する事業所があること。
 - ② ガス工事の施行に必要な設備及び機材を備えていること。
 - ③ 指定ガス工事店の種類に応じた種類の建設業法第3条の許可を受けていること。
 - ・第1種指定工事店→土木工事業、管工事業
 - ・第2種指定工事店→管工事業
 - ④ 指定ガス工事店の種類に応じたガス工事資格者をガス工事に従事させることができること。

指定ガス工事店の種類	外管 責任技術者	外管 工事士	第1種 内管工事士	第2種 内管工事士
第1種指定ガス工事店	1人以上	3人以上	1人以上	2人以上
第2種指定ガス工事店			1人以上	2人以上

- 1 外管工事士及び第1種又は第2種内管工事士とは、これを兼ねることができます。
 - 2 第1種及び第2種内管工事士は、それぞれ活管工事の付加資格を有していることを要します。
 - 3 第2種内管工事士の必要人数は、第1種内管工事士が必要人数以上あるときは、その余剰をもって充当することができます。
 - 4 内管工事で圧力15kPa以下の溶接工事をする場合には、第1種内管工事士は、低圧溶接の付加資格を有していることを要します。
 - 5 内管工事で中圧の溶接工事をするときは、内管溶接管理士が従事することを要します（他のガス工事資格者と兼務可）。
 - 6 液石法の適用をうけるガス工事をするときは、液化石油ガス設備士が従事することを要します（他のガス工事資格者と兼務可）。
 - 7 ガス工事資格者は、事業所に常勤雇用されていること。
- ⑤ 「4. 欠格要件」に該当しないこと。

4. 欠格要件

- 指定ガス工事店は、下記の要件に該当してはいけません。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

- イ 禁固刑に処され、その刑の執行を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- ウ 指定ガス工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- エ 不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めらるに足る相当の理由がある者。
- オ 精神の機能の障害によりガス工事の業務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- カ 法人であって、その代表者がアからオまでのいずれかに該当する者。

5. 申請時期等

- (1) 申請期間 6月2日から6月15日まで
- (2) 指定日 8月1日

6. 工事範囲

- 指定ガス工事店の種類に応じて定められた範囲の工事を施行できます。

7. 資格

- 日本ガス協会の内管工事資格等を保有するガス工事資格者がガス工事に従事する必要があります。

【参考】日本ガス協会 内管工事資格制度の資格区分と主な対象工事

資格区分		主な対象工事
基本資格	第3種内管工事士	燃焼機器の取替え等に伴うフレキ管による軽微な増設・変更工事
	第2種内管工事士	戸建住宅・小規模集合住宅等の新設工事
	第1種内管工事士	大規模集合住宅・商業用建物等の新設工事
	内管溶接管理士	大規模商業用建物・工場等の中圧の溶接工事の指示確認
付加資格	ねじ工事	燃焼機器の取替え等に伴うねじ配管による軽微な増設・変更工事
	活管工事	灯外内管からの活管のせん孔取出工事
	低圧溶接	大規模集合住宅・商業用建物等の低圧の溶接工事の指示確認

8. 材料仕様

- (1) 工事で使用する材料は、ガス事業法令及び本市の定める材料、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければなりません。
- (2) 本市は、託送供給約款に基づき、工事申込者が工事材料を提供する場合には検査を行い、それをを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。また、その工事材料の検査料について負担していただく場合があります。

9. 指定の取り消し等

- 指定ガス工事店が本市の定める事項に該当する場合は、本市は、指定ガス工事店の指定を取り消すことができます。

10. 保安・品質確保および諸施策への協力

- (1) 指定ガス工事店は本市と協力して保安・品質確保、お客さま満足向上および都市ガスの普及拡大に向けて取組むとともに、本市が定めた諸施策へ協力をしなければなりません。
- (2) 指定ガス工事店は、工事を施行する者に法令に基づく本市所定の講習およびその他必要に応じた講習等を受講させ修了させなければなりません。

- (3) 施行後は検査を行い、基準を満たしていない場合は手直しなどの対応を求めることがあります。
- (4) 緊急時または災害時の応援等体制の構築に関する覚書の締結を求めがあります。

以上